（土地分類基本調査基礎計画の一部改正）

第二条　土地分類基本調査基礎計画（昭和二十九年総理府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（計画の期間） **第二条**　本計画は、令和二年度から令和十一年度までの十箇年間に行う土地分類基本調査について定めるものとする。 （調査面積） **第三条**　国の機関が第一条第一項に規定する地域について行う土地分類基本調査の調査面積は、二万平方キロメートルとする。	（計画の期間） **第二条**　本計画は、平成二十二年度から平成三十一年度までの十箇年間に行う土地分類基本調査について定めるものとする。 （調査面積） **第三条**　国の機関が第一条第一項に規定する地域について行う土地分類基本調査の調査面積は、一万八千平方キロメートルとする。

（地籍基本調査基礎計画の一部改正）

第三条　地籍基本調査基礎計画（平成二年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（実施地域） **第一条**　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号。以下「法」という。）第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量（以下「地籍基本調査」という。）は、次に掲げる地域について行うものとする。 一　地域の特性に応じた効率的な調査方法の導入により、地籍調査の促進を図ることが必要な地域 二　（略） （計画の期間） **第二条**　本計画は、令和二年度から令和十一年度までの十箇年間に行う地籍基本調査について定めるものとする。 （調査面積） **第三条**　国の機関が第一条第一号に規定する地域について行う地籍基本調査の調査面積は、四百五十平方キロメートルとする。	（実施地域） **第一条**　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号。以下「法」という。）第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量（以下「地籍基本調査」という。）は、次に掲げる地域について行うものとする。 一　市街地並びに市街地以外の地域のうち主として山林が占める地域及びその周辺の地域であって、地籍調査の促進を図ることが必要な地域 二　（略） （計画の期間） **第二条**　本計画は、平成二十二年度から平成三十一年度までの十箇年間に行う地籍基本調査について定めるものとする。 （調査面積） **第三条**　国の機関が行う地籍基本調査の調査面積は、三千二百五十平方キロメートルとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。